

(有) 静岡健康企画 ことぶき薬局 TEL055(977)6024 たまち薬局 TEL054(251)1678
 ひまわり薬局 TEL053(463)4312 みかん薬局 TEL053(584)2230 いちご薬局 TEL055(946)6430

介護保険の福祉用具

介護保険の福祉用具には、特定福祉用具購入と福祉用具レンタル、手すりなどを設置する住宅改修があります。介護保険を申請した日から利用が可能です。認定の結果によって、自費が発生することもありますので、相談先である地域包括支援センター、担当のケアマネジャーにご相談ください。

特定福祉用具購入とは…



福祉用具購入の限度額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間で合計10万円までです。介護保険を利用することで1割～3割の自己負担で購入できます。介護保険の認定を受けている40歳から64歳までの方は1割の自己負担です。10万円を超えた額については全額自己負担となります。

腰掛便座



据置式便座



ポータブルトイレ

(昇降機付き便座含む)



補高便座便

(洋式便器の高さを補うもの)

特殊尿器



男性用



女性用

※自動排泄処理装置の交換部品など
 ※レシーバー、チューブ、タンクなどのうち尿や便の経路となるもの

入浴補助用具



入浴介助ベルト

※体に直接巻き付けて使用するものが対象



バスボード



浴槽内椅子



入浴椅子 (シャワーチェア)



浴槽用手すり

※この他、浴槽内すのこ、ベルトも含まれます。

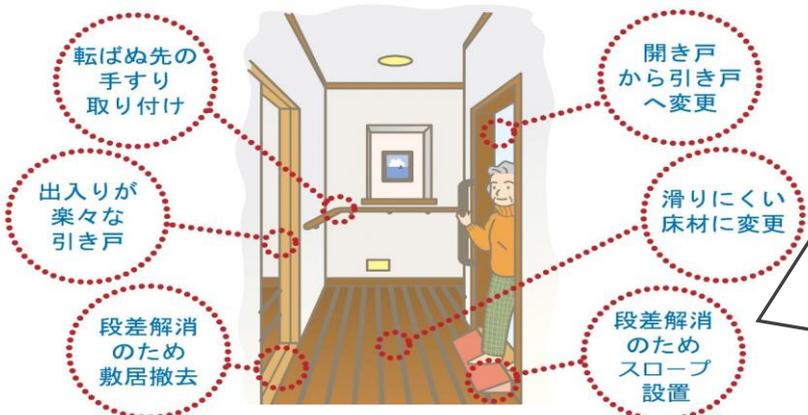
簡易浴槽



移動用リフトのつり具の部分



住宅改修とは…



転ばぬ先の手すり取り付け

出入りが楽々な引き戸

段差解消のため敷居撤去

開き戸から引き戸へ変更

滑りにくい床材に変更

段差解消のためスロープ設置

住宅改修の種類

- ① 手すりの取り付け
- ② 引き戸等への扉の取替え
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 段差の解消
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

介護保険を利用して住宅改修を行う場合、支給限度額は 20 万円です。自己負担は 1～3 割です。20 万円を超えた額については全額自己負担となります。20 万円の上限内であれば複数回の利用も可能です。原則 1 人 1 回です。(転居、要介護状態が 3 段階以上重くなった等例外もあります。)

福祉用具レンタルとは…



介護保険を利用することで 1～3 割の自己負担で福祉用具を借りることができます。介護度によって利用できないものもあります。

要介護2～

要支援1・要支援2・要介護1



手すり



スロープ



歩行補助つえ



歩行器



特殊寝台



特殊寝台付属品



車いす



車いす付属品



床ずれ防止用具



体位変換器



移動用リフト



認知症老人徘徊感知機器

2024 年度 福祉用具レンタルと購入を選択できるようになる



レンタルと購入を選択できる福祉用具の種類

①杖

- ・多点杖
- ・単点杖(肘支持型のみ)



多点杖



単点杖
(肘支持型)

②歩行器

(歩行車タイプは除外)



③固定用スロープ



レンタル・購入のメリット・デメリット！

- ・決まった福祉用具を長期にわたり利用する場合、購入の方が安くなる場合がある。
- ・レンタルはメンテナンスが無料。(一部例外あり)購入の場合は自費となる。
- ・購入の場合、必要でなくなった用具は、自身・家族で処分を行うことになる。
- ・レンタルの場合は、状況・希望に合わせて交換が可能。
- ・購入する際、介護保険の適応になるかどうかについては、現在検討中となっている。